

授業料等減免額（上限）・給付型奨学金の支給額

資料 1

【授業料等減免】

授業料等減免の額は、授業料等減免の対象となる学生等の在学する学校の種類、設置者等の別に応じた一定額（住民税非課税世帯については下の表の額）を上限として、当該学生等に係る授業料及び入学金の額とする。

非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、非課税世帯の学生等に対する減免額の3分の2、3分の1又は4分の1の額を減免する。

多子世帯に関しては、所得を制限することなく、授業料と入学金を、所得を制限することなく上限額まで減免する。

【給付型奨学金（学資支給金）】

非課税世帯の学生等に対しては、下表の額を支給、非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、その額の3分の2、3分の1又は4分の1の額を支給する。

＜昼間制＞		授業料減免 上限額（年額）	入学金減免 上限額 （一回限り支給）	給付額		
				月額	（参考）年額	
大学	国公立	535,800円	282,000円	自宅	29,200円	350,400円
				自宅外	66,700円	800,400円
	私立	700,000円	260,000円	自宅	38,300円	459,600円
				自宅外	75,800円	909,600円
短大	国公立	390,000円	169,200円	自宅	29,200円	350,400円
				自宅外	66,700円	800,400円
	私立	620,000円	250,000円	自宅	38,300円	459,600円
				自宅外	75,800円	909,600円
高専	国公立	234,600円	84,600円	自宅	17,500円	210,000円
				自宅外	34,200円	410,400円
	私立	700,000円	130,000円	自宅	26,700円	320,400円
				自宅外	43,300円	519,600円
専門学校	国公立	166,800円	70,000円	自宅	29,200円	350,400円
				自宅外	66,700円	800,400円
	私立	590,000円	160,000円	自宅	38,300円	459,600円
				自宅外	75,800円	909,600円

＜夜間制＞ ※給付額は昼間制と同じ		授業料減免 上限額（年額）	入学金減免 上限額 （一回限り支給）
大学	国公立	267,900円	141,000円
	私立	360,000円	140,000円
短大	国公立	195,000円	84,600円
	私立	360,000円	170,000円
高専	国公立	※現在開講されていない	
	私立		
専門学校	国公立	83,400円	35,000円
	私立	390,000円	140,000円

※ 私立の大学、短大、専門学校の通信課程における授業料等減免上限額等は以下のとおり。

（なお、高等専門学校及び国公立の大学、短大、専門学校においては、通信課程は現在開講されていない。）

授業料減免上限額（年額）……130,000円、入学金減免上限額（一回限り支給）……30,000円、給付額（年額）……51,000円

※ **児童養護施設等の入所者等・生活保護世帯**出身者のうち、居住に要する費用につき学資支給金による支援の必要性がないと認められる学生等の給付月額は以下のとおり。（これに該当しない自宅外通学の場合、給付額は上表のとおり。）

【大学、短大、専門学校】**国公立…33,300円、私立…42,500円、【高専】国公立…25,800円、私立…35,000円**

※ 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含む。